

## 重要事項説明書 ゆうなぎ訪問介護事業所 第1号訪問事業

### 1.事業所の名称及び事業概要

事業者	社会福祉法人山陰家庭学院
事業者住所地	島根県松江市島根町大芦5707
理事長名	理事長 澤 真 吾
事業所名	ゆうなぎ訪問介護事業所 第1号訪問事業
事業所所在地	島根県松江市島根町野波 2318 番地 3(主たる事務所) 島根県松江市学園 1 丁目 6-38(出張所)
指定番号	3271100145
開設年月日	平成9年9月1日～
管理者	出 羽 雄 二
連絡先	電話番号 0852-85-3700 Fax 番号 0852-85-3702 メール Yugai-houmon@sanin-kateigakuin.jp
営業日	日曜日から土曜日とし、休日日を特に設けない
営業時間	午前 6 時から午後 10 時とする
利用料	(1)法定代理受領分// 松江市の告示上の額の負担割合の定める割合の額 (2)法定代理受領文以外// 松江市の告示上の基準に定められた通り (3)その他の費用 運営規程の通り
サービス提供地域	松江市(玉湯町、宍道町、八雲村を除く)

### 2.事業所の目的及び運営方針

#### (1)目的

訪問介護員が事業対象者・要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供すること等を目的とする。

#### (2)運営方針

- ①事業所の訪問介護員は、事業対象者・要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、生活援助を通してその他の生活全般にわたる援助を行う。
- ②事業所の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3.職員の配置状況 \*職員の配置については、指定基準を遵守しています。

(主な職員配置状況)指定基準以上配置

職 種	指定基準	職務の内容
(1)管理者	1名	事業所運営管理
(2)サービス提供責任者	2名	利用調整、 介護計画作成等
(3)訪問介護員	2.5	訪問介護業務
①介護福祉士		
②訪問介護養成研修 1級課程修了者		
③訪問介護要請研修 2級課程修了者		
④訪問介護要請研修 3級課程修了者		

4.当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所ではご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |                                                         |
|---------------------------------------------------------|
| (1)利用料が介護保険から給付される場合<br>(2)利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合が、あります。 |
|---------------------------------------------------------|

5.総合事業緩和型の対象となるサービス

<サービスの概要>

- |                                      |
|--------------------------------------|
| ○生活援助<br>調理・洗濯掃除・買い物等日常生活上の世話をを行います。 |
|--------------------------------------|

提供するサービスの実施内容、実施日及び実施回数等は、  
居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき作成する訪問介護計画に定めます。

## (2)生活援助内容

調理	契約者の食事の用意を行います。 (ご家族分の調理はいたしません。)
洗濯	契約者の衣類等の洗濯を行います。 (ご家族分の洗濯は行いません。)
掃除	契約者の居室の掃除を行います。 (ご契約者以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。)
買い物	契約者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。 (預金、貯金の引き出しや預け入れは行いません。)

## 6.利用料金について

利用料金については、以下の通りとします。

- 利用者負担金については介護保険負担割合証により異なります。  
(表示金額は1割負担の方)。
- 介護職員処遇改善加算・特定処遇改善加算【サービス利用料金合計に一定率を乗じた金額】をいただきます。
- 早朝(午前6時～午前8時)、夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増しの料金となります。
- やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。
- 料金のお支払い方法については、基本的に金融機関口座からの自動引き落としをお願いしております。
- 利用の中止、変更  
利用予定の前にご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止、変更することができます。この場合はサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。  
ただし、変更の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により提供ができない場合、他の利用可能日等を協議します。

## 第1号訪問事業

	利用料金
週1回の利用 事業対象者、要支援1・2	従前の方 11,760 円 緩和型の方 10,610 円
週2回の利用 事業対象者、要支援1・2	従前の方 23,490 円 緩和型の方 21,180 円
週3回の利用 事業対象者、要支援2	従前の方 37,270 円 緩和型の方 33,620 円
松江市独自加算	加算対象
利用者自己負担	介護保険負担割合証の割合に応じた金額
	利用料金
初回加算(1ヶ月あたり)	200 円

### 7. 訪問介護員の禁止行為等

○訪問介護員はご契約者に対する訪問介護サービスの提供するに当たって、次に該当する行為を行いません。

- |                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>I. 医療行為</li> <li>II. ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受</li> <li>III. ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供</li> <li>IV. 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙</li> <li>V. ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動</li> <li>VI. その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為</li> </ul> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

○その他訪問介護員の援助行為として含まれないものについては以下を参照いただき、ご理解ください。

①「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・利用者以外のものに関わる洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・主として利用者が使用する居室以外の掃除
- ・来客の応接(お茶、食事の手配等)
- ・自家用車の洗車・清掃等 等

②「日常生活の援助」に該当しない行為

○訪問介護員(ヘルパー)が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・草むしり
- ・花木の水やり
- ・犬の散歩等ペットの世話 等

○日常的行われる家事の範囲を超える行為

- ・家具、電化器具等の移動、修繕、模様替え
- ・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・植木の剪定等の園芸
- ・正月、節句等のため特別な手間をかけて行う調理等

## 8. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供に当たっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

### (2) 訪問介護員の交替

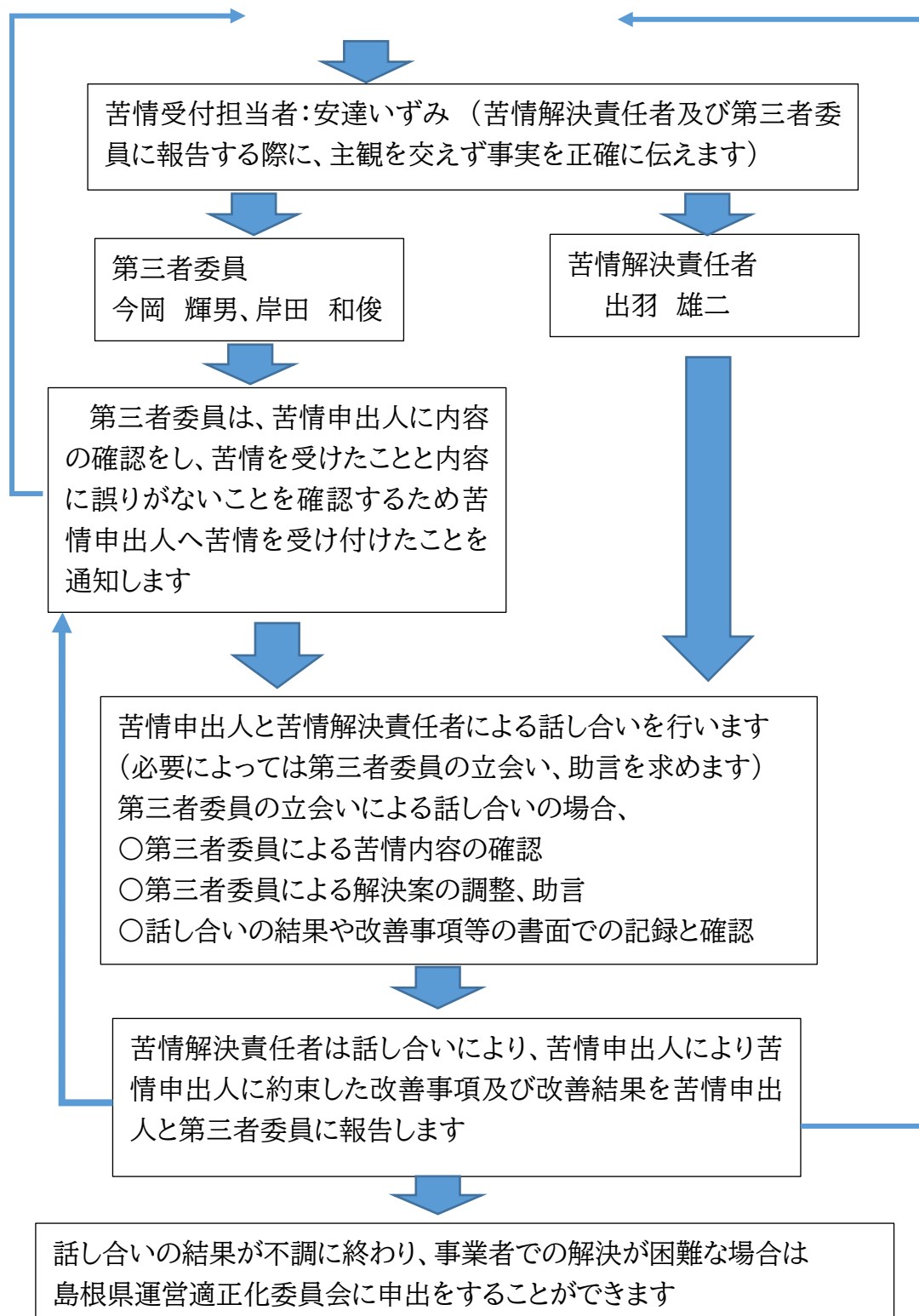
選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。

### (3) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合変更したサービスの内容と時間に応じたサービス料金を請求します。

## 9.相談、要望、苦情等の窓口

当事業所のサービスに関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者か下記窓口までお申し出ください。情解決までの流れ



介護サービスに関する苦情・相談は下記窓口までお申し出下さい。

・ゆうなぎ訪問介護事業所

電話番号 (0852)85-3550

担当職員 安達 いずみ

受付時間 8:30 ~ 17:30(日曜及び毎年12/31~1/4を除く)

・松江市介護保険課給付係

電話番号 (0852)55-5933

・島根県国民健康保険団体連合会(国保連)

松江市学園1丁目7番14号

電話番号 (0852)21-2811

受付時間 9:00 ~ 17:00(月曜~金曜)

・島根県運営適正化委員会

松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2階

電話番号 (0852)32-5913

受付時間 8:30 ~ 12:00 13:00 ~ 17:00

(月曜~金曜 土日祝日除く)

## 10.事故発生時の対応について

### (1)利用者の急変

#### ①応急処置の可能な場合

- ・緊急連絡先、事業所に連絡、応急処置を行う。
- ・主治医に連絡し受診または往診をしてもらう。

#### ②応急処置のできない場合

- ・救急車を呼び、緊急連絡先、事業所へ連絡。
- ・救急車到着まで指示された注意事項に従う。

緊急連絡先 緊急搬送先 病院名 『 』

氏名	住 所	続柄
	〒 電 話	
	〒 電 話	
	〒 電 話	

## 11. 個人情報の利用範囲

### (1) 利用目的

① 利用者の利用する介護事業所等のサービス担当者会議、その他サービス提供で必要な場合

- ・他事業所との連絡調整のため
- ・上記に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

② 使用する対象者

- ・利用者の主治医
- ・居宅介護支援事業所の支援専門員
- ・医療機関、福祉事業者、介護サービス事業者、自治体(保険者)、その他社会福祉団体等

③ 使用する個人情報

- ・住所、氏名、家族状況、健康状態、病歴、身体的及び精神的状況 その他訪問介護に関わる必要最小限の情報

重要事項説明日

令和 年 月 日

契約に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

(事業者) 社会福祉法人 山陰家庭学院 ゆうなぎ訪問介護事業所

重要事項説明者

印

本書面により、事業者から重要事項の説明を受け、内容に同意しました。

(利用者) 住所

氏名

印

上記代理人(代理人を選任した場合)

住所

氏名

印